

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年7月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600045号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600037号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年12月下旬から昭和57年2月上旬まで
② 昭和59年6月上旬から昭和63年2月上旬まで

請求期間①についてはA社で、請求期間②については関連会社のB社で勤務し、両期間とも調理を担当していた。請求期間②の健康保険はC健康保険組合だったと記憶している。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者はA社に勤務していたとしているところ、同社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚の回答から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和56年3月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日より後の期間においては、同社は適用事業所ではなかったことが確認でき、同社が適用事業所であった期間の事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号は連番で払い出され、欠番はない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間における事業主は、当時の資料は残っていないとしており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者が同僚として氏名を挙げた者の中にA社において厚生年金保険の被保険者資格が確認できない者がいることから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者のB社に係る雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間の一部において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者がB社の関連会社と陳述するA社の事業主は、B社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていなかった旨陳述しているところ、年金情報総合管理・照合システム（事業所名簿検索）及び社会保険オンラインシステムにより検索したものの、同社に係る厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。

また、B社の商業登記簿における代表取締役等に照会しても回答が得られず、連絡先の確認できた役員は照会事項全てに対し不明と回答しており、請求者が事業主として挙げた人物は、連絡先が不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、同社に勤務した同僚を確認することができず、照会を行うことができない。

なお、請求者は請求期間において「C健康保険組合」に加入していたとしているところ、同名の組合が存在しないことから類似する名称のD健康保険組合に照会したものの、同組合は、請求者の請求期間に係る資料は保存期間経過のため確認できなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。